

学びあい育ちあい推進審議会 令和3年4月定例会要点録

令和3年4月15日（木曜）

出席委員	社会教育の関係者	
	委員	青木ひとみ
	委員	布施栄子
	家庭教育関係代表	
	委員	鵜澤千秋
	委員	細田雅美
	学識経験者	
	委員	炭谷晃男
	委員	梅澤佳子
	公民館利用者代表	
	委員	野口享子
	委員	中川雄介
	公募市民	
	委員	安藤慎次
	文化財保護審議会代表	
	委員	小林満起子

欠席委員 野々村委員、鯨井委員

出席職員	教育部長	鈴木恭智
	永山公民館長兼関戸公民館長	北方静史
	図書館長	横倉妙子
	教育協働担当課長	室井裕之
	文化・生涯学習推進課長	古谷真美

(開会時刻：14時30分)

議事録署名委員：布施委員

議事次第・配布資料

〔報告事項〕

- | | |
|-------------------------|--------|
| 1 第4次多摩市生涯学習推進計画の策定について | 【資料 1】 |
| 2 令和3年度公民館年間事業計画について | 【資料 2】 |
| 3 公民館事業進捗状況について | 【資料 3】 |
| 4 公民館施設使用状況について | 【資料 4】 |

〔協議事項〕

- | | |
|------------------------------------|--------|
| 1 令和3年度社会教育関係団体補助金の交付について | 【資料 5】 |
| 2 令和3年度多摩市文化団体連合への補助金交付について | 【資料 6】 |
| 3 学びあい育ちあい推進審議会の提言「社会教育施設のあり方について」 | 【資料 7】 |

会 長： 本日の出席委員は、10名である。定足数に達しているため令和3年多摩市学びあい育ちあい推進審議会4月定例会を開始する。会議録署名委員は布施委員にお願いする。

教 育 部 長： —（4月異動について）—

事 務 局 —（配布資料の確認）—

会 長： 議事に入る前に、傍聴人の定員についてお諮りさせていただく。傍聴人の定員は「多摩市学びあい育ちあい推進審議会会議規則」第7条2項の規定により10人とされているが、現在の新型コロナウイルス感染症の感染状況を鑑みまして、昨年度から引き続き傍聴人の定員を規定の半分の5人としたい。これに異議はないか。
—全員意義なし—

異議なしと認める。よって令和3年の多摩市学びあい育ちあい推進審議会の傍聴人の定員は昨年度に引き続き、当分の間は、5名と決定した。

〔報告事項〕

1 第4次多摩市生涯学習推進計画の策定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 【資料 1】

文化・生涯学習推進課長： 資料1の第4次多摩市生涯学習推進計画の策定について説明をする。第4次多摩市生涯学習推進計画は令和3年度末に策定した。今後10年間に渡る生涯学習の推進計画である。昨年度は5月、8月、11月と策定の状況について学びあい育ちあい推進審議会において報告をしてきた。11月は、素案決定後のパブリックコメントのスタートまでの報告であった。その後原案が2月24日の経営会議で決定した。パブリックコメントについては資料1でその結果を報告している。この推進計画を市民に幅広く周知を図るため、多摩市のホームページへのアップ、冊子の配布をす

るだけではなく、新たなツールとしてPR動画を作成し、わかりやすく市民に周知を図ることとした。本日はちょうどそのPR動画が完成したところであり、委員の皆様にご覧いただきたい。

— (動画上映8分) —

2 令和3年度公民館年間事業計画について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 【資料2】

公民館長：多摩市には2つの公民館があるが、その基本的な考え方は共通している。年間事業計画の基本的なコンセプトは「～公民館は、市民同士が『つどう』『まなぶ』『むすぶ』ことを促し、人づくり・地域づくりにつなげていきます～」である。二つの公民館はそれぞれ地域性があり、それぞれの地域性を踏まえながら事業を展開し、時には協力して1つの事業を行う場合もある。例年と同様に実施する事業は6つの柱を設けている。1. 地域・生活課題を考える事業、2. 学校・家庭教育支援事業、3. 市民・時事問題講座事業、4. 地域（永山駅周辺）活性化事業、5. 市民文化活動支援事業、6. 情報発信事業の6つである。昨年度は緊急事態宣言が発令され、様々な制限を余儀なくされる中で事業を実施してきた。今年度も新型コロナウイルス感染症対策を行う中で、リモートやオンラインを活用しながら、社会教育の活動を止めることのないよう事業を展開していきたい。最後に今年度は多摩市市制50周年ということで、それに合わせて公民館でもいくつかの事業を計画しているところである。

会長：今年度新たに始める事業はあるか。

公民館長：新しい生活様式への対応ということで、「関戸地球大学院」は今年度リモートで開催する。また、日野市と協定を結んだことで、両市で交流しながら、事業展開していく予定である。

教育部長：今年度はまだ新型コロナウイルス感染症に対する対策は厳しいものが続いている。こうした状況の中で、何に気を付けるべきか、何が正しい情報なのか。自分の身体あるいは家族を守るために何が必要かといったことを考えるための講座を開いてほしいことを公民館に伝えた。また学校教育においては今年度GIGAスクールが始まり、その対応としてデジタルツールを長時間使うことで子どもの体に与える影響についてまた、家庭でのICTの使い方といった講座を開く予定である。

委員：どのように情報を取り扱うか、情報リテラシーについて大人が学ぶことが求められている。メディアの情報がすべて正しいとは思えない。昨年は緊急事態宣言の中でトイレットペーパーが不足するといったフェイクニュースが流れた。情報を正しく、理解して、正しく情報と付き合う方法を大人が学ぶことが非常に重要であると考える。

公民館長：資料3に沿って説明したい。永山公民館では、まず項番2「ベルブゼミ」は、初めて木版画を取り上げた。項番8「小学生対象科学等体験講座」では親子で版画教室と自然の木を使った木工体験を実施した。新型コロナウイルス感染症対策の防止のため

め、定員を絞った上での実施となった。項番15「時事・現代課題講座」では多摩ニュータウン初期入居50周年記念映像を上映した。また、グリナード永山のつばさ広場では、昭和46年、47年当時の多摩市の懐かしい写真パネルを展示し、多くの市民が興味深く展示をみている姿が印象的であった。項番16「市民講座」の②スマホ教室、③YouTube講座について説明する。スマホ教室は高齢の方にスマホの使い方を知ってもらい、さらに慣れてもらうことで、少しでも情報弱者の解消につながればと考えている。YouTube講座ではひとつ講演会、もうひとつはYouTube動画を作成して、編集、発信をするという体験講座であった。興味のある方が多く、申し込みがすぐいっぱいとなるような状況で、今後も続けていきたいと考える。続いて関戸公民館の事業の説明をする。項番5番「薬物乱用防止講座」は3月に3か所の学校で主に中学3年生を対象として実施した。項番19「都民寄席」は東京都の事業で、ホールで定員を絞って実施した。

資料4施設別使用状況についてであるが、新型コロナウイルスの感染者数が増えていく中で使用人数が減少する傾向にあった。

委員： 「薬物乱用防止講座」であるが、3か所の中学校で実施したということだが、他の中学校についてはどうしているのか。

公民館長： この講座は毎年学校に希望を取って、希望した学校で実施をしている。希望があれば公民館として、出向いていきたい。

委員： 昔、自分の子どもが、学校でたばこの害について話を聞いてきた父親に諭され、たばこをやめてくれた経験がある。学校教育でやってはいけないことをしっかりと教えることは大事なことである。

教育部長： 多摩市では薬物乱用防止講座は健康センターを中心とした事業で、民生児童委員の協力をお願いしながら、夏休みの間に全小中学校対象で行っている。公民館の講座は希望がある学校に出向いて行う追加的な事業である。

会長： YouTube講座参加者の年齢層について教えてほしい

公民館長： YouTube講座のひとつはYouTuberの方の講演会で、もうひとつは連続3～4回で、実際にYouTubeの動画を作ってみるものである。YouTuberの方の講演会の参加者年齢層は幅広いものであった。また、YouTubeの動画の作成については高齢の方の参加も多かった。

会長： それでは協議にはいる。資料5「令和3年度社会教育関係団体補助金の交付について」事務局の説明をお願いしたい。

教育協働担当課長： 令和3年度社会教育関係団体への補助金交付にあたって、社会教育法第13条に基づき、当審議会で見聞聴取をお願いする。対象は多摩市立小学校PTA連絡協議会の90,000円と多摩市立中学校PTA連合会の45,000円である。小学校PTA連絡協議会では歳入予算が184,934円で歳出予算も同額である。補助金を活用することにより、勉強会及び講演会の質の向上、各校PTA間の交流、ならびに各校連携による問題解決をより一層効果的に行うことができる。中学校PTA連合会の歳入予算は461,422円で歳出予算は同額である。昨年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響でPTA活動の制限と自粛を余儀なくされた。令和3

年度はこのような状況を前提としながら活動を続けていきたいと考えている。2つの補助金交付申請に対して、意見があれば伺いたい。

委員： 繰越金は何に使うつもりなのか。

教育協働担当課長： 単年度の収入だけでは賄えない機材等の購入がある。何年かに一度購入するものもあり、繰越金はある程度仕方ないと事務局では考えている。

昨年度は新型コロナウイルス感染防止の影響で、中学校PTA連合会は活動が十分できなかったこともあり、補助金については一部返却してもらった。繰越金が高額になってきているので、令和3年度の各PTAの会議費は繰越金で賄うこととしている。よりよいPTA活動を進めていくためには45,000円の補助金が必要と考える。

会長： 小学校PTA連絡協議会、中学校PTA連合会の補助金について皆さん認めていただけるか。

—全員意義なし—

会長： 続いて令和3年度多摩市文化団体連合への補助金交付について事務局の説明をお願いします。

文化・生涯学習推進課長： 多摩市文化団体連合の補助金交付申請について説明する。多摩市文化団体連合会への補助金は社会教育団体への補助金申請と同様に社会教育法第13条に基づき、当審議会に意見聴取をお願いします。多摩市文化団体連合から多摩市長あてに1,000,000円の交付申請があった。令和3年度の多摩市文化団体連合の予算は4,711,000円を予定している。支出合計も4,711,000円であり、次期繰越金は493,870円となる。繰越金については次年度の4,5月分の運営費にあてる予定である。多摩市文化団体連合は非営利の団体であり、財政基盤が弱いことから安定した運営、円滑な事業展開を図るため、当補助金の交付が必要と考えている。当審議会での意見をいただきたい。

委員： 多摩市文化団体連合会の申請者が青木委員であり、当事者である青木委員が当審議会に出席しているのか。

教育部長： この協議についての議決権は当事者である青木委員にはないと考える。よって青木委員がこの審議会に出席することは問題ないが、この協議事項の採決に青木委員が加わることはできないと考える。

会長： 文化団体連合会の補助金について皆さん認めていただけるか。

—全員意義なし—（青木委員除く）

会長： 続いて資料7学びあい育ちあい推進審議会の提言「社会教育施設のあり方について」の審議にはいる。前回の審議会で「社会教育施設の課題解決に向けた今後の具体的事業展開」について入力された内容を説明いただき、その後、事務局に寄せられた意見を追加したものが、本日の資料7となる。意見の追加は梅澤委員と玉木委員であるが、玉木委員は図書館協議会委員の任期が切れたため、本日のこの審議会には出席していない。

教育部長： 本日までにとまとめた皆さんの意見を参考にして、この審議会の総意となるように事務局でアレンジしてまとめる作業を8月までに進めたい。原案については事務局で

作成したい。

会 長： それでは、この資料7の内容を参考にして、事務局で「社会教育施設のあり方について」のたたき台を作成し、皆さんに提示するということがいいか。
—全員意義なし—

会 長： それではたたき台の作成は事務局にお願いすることとする。年6回の審議会のスケジュールを考えると8月までに事務局でたたき台の作成をお願いしたい。その後11月にたたき台をまとめ、1月に原案を協議し、2月に原案を確定するというスケジュールを進めていきたい。以上で、本日の予定は全て終了とする。次回は、5月20日（木）14時30分より、東庁舎会議室で行う予定である。

（1時間30分）

（閉会時刻16時00分）

会議規則第10条第4項によりここに署名する。

令和3年 月 日

会長

委員